



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ④⑦ ●
介護保険サービスについて

要介護認定を受けて、要支援1・2、要介護1～5になった方は介護保険サービスを利用することができます。在宅サービスはケアマネジャーに相談し、ケアプラン（1カ月のサービス計画表）を作成してもらいます。（作成に利用者負担はありません。また、ケアプランは自己作成することもできます。）地域密着型サービス・施設サービスは各施設に応じたサービス提供となります。

要支援1・2の方が利用できるサービス（予防給付）

要介護1～5の方が利用できるサービス（介護給付）

※各項目の内容は要介護1～5の方のサービスを基本としています。要支援1・2の方は利用できない記載がない限りは【介護予防】を目的としたサービスとなります。

※利用者負担は原則、サービス費用の1割です。

<在宅サービス>

	サービスの種類	内 容
通所して利用	サービスの種類	内 容
	通所介護 (デイサービス)	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。(日帰り)
	通所リハビリテーション (デイケア)	老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを行います。(日帰り)
訪問を受けて利用	サービスの種類	内 容
	訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などの目的とした、乗降介助（介護タクシー）も利用できます。
	訪問入浴介護	介護士と看護師が移動入浴車で家庭を訪問し、入浴介護を行います。
	訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。
	訪問看護	疾病などを抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
居宅での暮らしを支える	サービスの種類	内 容
	福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ※要支援1・2および要介護1の方には、その状態像から想定しにくい種目（車いすなど）は、原則、保険給付の対象外です。
	特定福祉用具販売 (福祉用具購入費の支給)	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を販売し、年間10万円を上限にその購入費を支給します。 ※指定事業所から購入した場合のみ対象です。
	住宅改修費用支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。 ※事前申請が必要です。

<在宅サービス>

	サービスの種類	内 容
短期間入所	短期入所生活介護 ／療養介護 (ショートステイ)	福祉施設や医療施設に短期入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。 ※複数の事業者が連携して、緊急の短期入所利用に対応するための体制を確保します。(緊急短期入所ネットワーク)
在宅に近い暮らし	サービスの種類	内 容
	特定施設入居者生活介護	ケアハウス・有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。 ※生活相談やケアプランの作成は施設で行い、サービスは外部の事業者が提供する外部サービスを利用する施設もあります。

<地域密着型サービス> ※要支援1の方は利用できません。

域で生活を支援	サービスの種類	内 容
住み慣れた地の生活を支援	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら、共同生活を行います。

※原則として他市町村の事業所は利用できません。

<施設サービス> ※要支援1・2の方は利用できません。

	サービスの種類	内 容
施設に入所	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護を行います。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
	介護療養型医療施設 (療養病床など)	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする方に、医療施設で療養上の管理や介護を行います。



介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ～安心で便利な口座振替を！～

○お問い合わせ 大方総合支所 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)
佐賀総合支所 健康福祉課 保険福祉係 ☎55-3112(直通)